

大和市告示第50号

大和市立保育所における一時預かり事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市立保育所における一時預かり事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市立保育所における一時預かり事業実施要綱（平成23年大和市告示第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「非定型的一時預かり」を「非定型的保育」に、「の就労、職業訓練、就学等」を「が子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条に掲げる事由（第6号及び第9号に掲げる事由を除く。）」に、「家庭における保育が断続的に困難となる」を「断続的に保育が必要となる」に改め、同条第2号中「緊急的一時預かり」を「緊急的保育」に、「災害、事故、出産、看護、介護」を「介護等、妊娠又は出産、事故、災害復旧」に改め、「裁判員制度による裁判への参加」を削り、「困難」を「必要」に改め、同条第3号を削る。

第4条ただし書中「非定型的一時預かり」を「非定型的保育」に改める。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、1回当たりの利用時間は、8時間を限度とする。

第7条第1号を次のように改め、同条第2号中「緊急的一時預かり」を「緊急的保育」に改め、同条第3号を削る。

(1) 非定型的保育 当該年度内

第8条第1項中「非定型的一時預かり」を「非定型的保育」に改め、同条第2項中「緊急的一時預かり及び私的理由による一時預かり」を「緊急的保育」に、「大和市保育の実施に関する条例施行規則（昭和62年大和市規則第10号）第2条」を「大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則（昭和62年大和市規則第10号）第13条」に改める。

第9条中「一時預かり事業利用申込書」を「第2条各号に掲げる一時預かりの種類に応じ、それぞれ一時預かり事業非定型的保育利用申込書又は一時預かり事業緊急的保育利用申込書」に、「非定型的一時預かり」を「非定型定保育」に、「第2条第2号」を「同条第1号」に改める。

第10条中「一時預かり事業利用承諾（不承諾）通知書」を「第2条各号に掲げる一時預かりの種類に応じ、それぞれ一時預かり事業非定型的保育利用決定通知書又は一時預かり事業緊急的保育利用決定通知書」に改める。

第11条の見出しを「（負担額等の徴収）」に改め、同条中「前条の規定により利用の承諾を得

た者から、大和市保育の実施に関する条例施行規則別表第3に掲げる費用」を「大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例（平成26年大和市条例第21号）第3条第3項の規定により一時預かりに係る負担額」に改め、同条後段を削り、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の負担額を徴収する場合に、併せて、給食その他の一時預かりによる保育に要する費用の実費相当額を徴収することができる。

第12条中「非定型的一時預かり」を「非定型的保育」に、「一時預かり事業変更届」を「一時預かり事業非定型的保育利用変更届」に改める。

第13条中「非定型的一時預かり」を「非定型的保育」に、「一時預かり事業辞退届」を「一時預かり事業非定型的保育利用辞退届」に改める。

第14条の見出し中「利用承諾」を「利用承認」に改め、同条中「承諾」を「承認」に改め、同条第2項中「一時預かり事業承諾取消通知書」を「一時預かり事業非定型的保育利用解除通知書」に改める。

第16条の見出しを「（委任）」に改める。

別表を次のように改める。

## 別表（第15条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	一時預かり事業非定型的保育利用申込書	第9条
第2号様式	一時預かり事業緊急的保育利用申込書	第9条
第3号様式	一時預かり事業非定型的保育利用決定通知書	第10条
第4号様式	一時預かり事業緊急的保育利用決定通知書	第10条
第5号様式	一時預かり事業非定型的保育利用変更届	第12条
第6号様式	一時預かり事業非定型的保育利用辞退届	第13条
第7号様式	一時預かり事業非定型的保育利用解除通知書	第14条

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に行われた改正前の大和市立保育所における一時預かり事業実施要綱の規定による利用の申込み及び承認については、改正後の大和市立保育所における一時預かり事業実施要綱の相当規定により行われたものとみなす。